

寒さなんかふきとばせ！
雪は僕らの友達だ



1月30日(火) 上通小学校グラウンドにて

町政懇談会特集.....P.2~P.7

『中之島音頭』歌詞決定.....P.8~P.9

町図書館利用案内.....P.12~P.13

この広報紙は環境保護のため再生紙を使用しています

休日在宅の お知らせ		
月/日	内科医 (電話番号)	外科医 (電話番号)
2/11	小林医院 (☎62-0562)	石川医院 (☎66-2140)
2/12	堀医院 (☎66-2133)	佐々木医院 (☎62-2357)
2/18	見附市立病院 (☎62-2800)	
2/25	村上医院 (☎63-4600)	見附南医院 (☎63-4477)
3/3	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/10	内島医院 (☎66-2446)	金井医院 (☎62-0116)
3/17	見附市立病院 (☎62-2800)	
3/20	田崎医院 (☎62-1122)	寺師医院 (☎62-0137)
3/24	星野(弘)医院 (☎62-0998)	石川医院 (☎66-2140)

※診療時間は、内科・外科とも午前9時から午後5時までです。



人口の動き

1月末日現在(前月比)・[前年比]	
人口	13,014人(+16)[+131]
男	6,379人(+9)[+56]
女	6,635人(+7)[+75]
世帯数	2,904戸(+7)[+64]



今月の納税

- 固定資産税(第4期)
- 国民健康保険税(第10期)
- 国民年金(第11期)

納税は便利な口座振替をご利用ください。

固定資産税の課税台帳の縦覧期間が変わります。
地方税法の一部改正に伴い、縦覧期間を延期します。
縦覧期間については、決定しだいお知らせします。
*詳しくは税務課(☎61-2017)へおたずねください。

● 消防車・救急車の要請は ☎119
● 火災発生場所のお問い合わせと無憂苑育場の申込みは与板郷消防署 ☎0258(72)2572

◆ 編集後記 ◆
▼中之島音頭の歌詞が決まりました。二か月余りの公募期間に県内外の各地から二百六十六点もの作品を応募いただき、その反響の大きさに驚かされた一方、我が町のためにその音頭の作詞をしてくださった全国の数多くのおみなさんに心から感謝いたします。
▼「町制施行十周年を契機に町の一層の発展をお祈りします」「町の資料を拝見し、美しい自然に囲まれた中之島町にぜひ一度行ってみたいと思いました」「町特産のレンコンは」とてもおもしろい作品とあわせ、こんな温かいメッセージもたくさんいただきました。このたびの音頭の募集が、全国のみなさんから中之島町に関心をもち、その理解を一層深めていただく機会にもつながったことをたいへん嬉しく思っています。
▼現在、音頭の作曲・編曲の段階に入っており、三月中にはその完成をみる予定になっています。町の新たなまじりの核をなす「中之島音頭」。みなさん、ご期待ください。

多くの貴重なご意見・ご提言

ありがとうございました

平成七年度町政懇談会結果から

昨年十一月十四日から二十七日までの間、町内八会場で「町政懇談会」を開催しました。ご参加いただきました皆さん、大変ありがとうございました。

各会場における貴重なご意見・ご提案等についての検討結果がこのたびまとまりましたので、その主な内容をお知らせします。

町長あいさつ

町政懇談会は、平成五・六年の二か年にわたり実施しませんでした。その間、テーマをもった形のフォーラムやパネルディスカッションなどを開催し、先進地の実践活動を学び、また町民のみなさんのご意見をお聴きしてきました。

私たちの町は、来年十月一日に町制施行十周年を迎えます。この節目を契機として、さらにこの節目を考えていくことが大切であること、あわせて、現在の第三次中之島町総合計画・後

期基本計画の目標年度が平成九年度であり、続く第四次の総合計画策定作業を進めるにあたり、その方向性についてのご意見を広く町民のみなさんからお聞かせいただきたいこと、この二つの理由から、このたびの町政懇談会を計画いたしました。

現在の大きな行政課題として、①高齢化、②国際化、③情報化への対応ということが上げられます。高齢化の問題については、施設と在宅介護の充実が求められていますが、私たちの町においては従来の「善意銀行」を発展させた「ボランティアセ

ンター」の発足、「あつたかネットワーク推進事業活動」の地区拡大、信条地区における保育所と併設の老人福祉施設の建設など、高齢化に対応すべくさまざまな取り組みを積極的に推進しております。また、この高齢化の問題は少子化に伴う跡取り問題とあわせ考える必要があり、農業後継者や集落維持そのものに関わってくるものとして、今後ともみんなで知恵を出し合いながら検討していただきたいと思っております。

国際化については、経済・貿易・投資・技術協力などの自由化、特にガットウルグアイラウンド合意に基づくその完全実施ということが私たちに与える直接的な問題として上げられます。十一月に開催されたAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の非公式首脳会議においても、

開かれた地域協力・経済活動の自由化というものが強調されたところであり、また十一月一日から新食糧法が施行されたことなど、私たちの町の基幹産業である農業は今大きな転換期を迎えています。農業の町としての生き残りをかけて、関係機関・団体と協力し合いながら、その対策を考えていかななくてはなりません。

情報化については、人の生活行動範囲が広がることにより、広い地域との交流が生まれ、またそれらの地域からの影響を受けるといふことであり、町の中だけでなく広い地域を視野に入れて物事を進めていくことが大切となってきます。東京一極集中を是正し、地方に権限を持たせようとする「地方分権」が近年盛んに言われています。地方の裁量権が増すという面では大変良いことですが、一方、それを処理していくための財政力とスタッフが必要であるという問題点も抱えています。そして、この地方分権の受け皿づくりというところから、新潟県内を十のブロックに分けた広域行政圏でのさまざまな取り組みがな

されているところです。私たちの町は長岡地域広域行政組合の構成市町村となっております。長岡市を中心とした近隣十三市町村が手を取り合い、力を合わせて各種事業を推進しています。

ハード面では、各市町村の事業計画について十三市町村が共同して国県への要望や陳情を行っており、また圏域のどこからでも十分以内で長岡市に行けるよう道路網を整備することにより、その連携を強め、施設の相互利用を容易にしようという計画も進んでいます。ソフト面でも、圏域の小学生を対象とした志賀高原での交流会、中学生を対象としたシンガポール・マレーシアへの派遣、嫁婿対策の一環として独身の男女を対象とした「ミーティングパーティー」の実施、文化活動の支援など、長岡地域広域行政組合が一体となったさまざまな事業展開をしており、いずれも大変好評を博しました。

多岐にわたる住民ニーズの中、二十一世紀の中之島をどのように考えていくか、町民のみなさんからの活発なご意見をよろしくお願いいたします。



町政懇談会の
主な内容

公共下水道事業

Q 公共下水道事業の今後の見通しについて。

A 当町の公共下水道事業は、補助率等の効率性を考慮し、受益面積五十ヘクタールを単位とした中之島地区の市街化区域を優先させて進めています。第一期計画区域については、浄化センターが平成八年度末に完成の予定ですので、概ね供用開始が可能になります。引き続き平成九年度からは第二期工事に入りますが、中之島地区の市街化区域および幹線沿線を中心に区域を拡大する予定です。全町が供用開始となるのは、先進市町

村の例からすると、財政負担等の問題もあり、相当の年数を要する見込みです。

なお、経費負担については一般世帯で受益者負担が二十二万円であり、支払いは一年四期の五年分割となっております。個々

の世帯の排水設備に係る経費は自己負担となりますが、借入金等の負担軽減について検討しています。

上水道の水圧

Q 信条地区の水圧低下の改善について。

A 上水道および都市ガスは見附市の供給区域に編入されており、協議会を通して水道管の計画的な入れ替えをお願いしているところですが、経費もかなりかかりますので、道路改良やほ場整備事業との整合性を図りながら作業を進めていきます。

町道中之島大沼線 (四間道路) 整備

Q 町道中之島大沼線の中西橋以北の整備は、圃場整備と平行して行うのか。

A 平成六年に全線の測量を終了しています。圃場整備事業による創設換地によって用地を確保することになってくるため、圃場整備にあわせて事業着手します。また、事業費が相当かか



地域住民の重要路線
町道中之島大沼線(中西地内にて)

島田橋の 接続道路の整備

Q 島田橋が立派に完成したが、その先の道路改良の見通しは。

A 当初は信濃川堤防への直接乗り入れの予定でしたが、用地が確保できないこと、長岡地籍が含まれているため町道改良工事として実施する場合には長岡

市議会の同意が必要なこと、河川法に基づいた建設省との協議など難問が多く、現在検討・研究中です。

中之島川の排水機能

Q 七月の集中豪雨で中之島川がかなり増水したが、排水が悪いのでは。

A このたびの増水は、刈谷田川の逆流により池之島・大曲戸地内で福島江が溢水したことが要因の一つと考えられます。中之島川の排水状態もけっして良くありませんが、刈谷田川との合流地点において中之島川を刈谷田川へ直接放流する大改修事業が進行していますので、これが実現すれば改善されるものと思えます。もちろん、水路の江浚いなども推進していきます。

猿橋川堤防の草刈り

Q 猿橋川堤防の草が非常に目につく。稲作への影響も心配だが。

A 県から委託費が交付され、



建設が進む「中之島浄化センター」

末宝営団や集落に管理をお願い
しています。改修工事によって
管理面積も減ってきています
が、予算の関係でのり面まで手
が届かないのが現状であり、地
先管理をお願いしているところ
です。

刈谷田川の 雑木等の除去

Q 刈谷田川の雑木等の除去を
徹底してほしい。
A 雑木の伐採は濁水期に土木
事務所が進めているところで
す。ただし、一部に自然保護の
観点から伐採に反対の声もあ
り、今後進めていくにあたり、
難しい一面もでています。

共和成型建設 予定地の砂利採取

Q 共和成型の工場建設予定地
では、いまだに建設が始まらず、
砂の採取の話もあるが。
A 平成七年九月、砂利採取業
者から三条土木事務所に対して
砂利採取計画の申請が出されま
した。砂利採取については、条
件が整えば法的に拒否できない



産業まつりでの名物 'ジャンボおにぎり'

また東京中之島会を通して特
産物のPRをしていくことも検
討したいと思っています。

施設利用の際の 冷暖房に係る割増率

Q 町民文化センターと農村環
境改善センターの冷暖房使用時
の割増率が違うが。
A いずれも、近隣市町村との
バランスや同規模程度の類似施
設の状況を参考にしながら、使
用料金の設定をしています。

中学校の マイクروبス運行

Q 中学生の部活動が朝早くか

ことになっていきます。町として
も心情的には好ましいことでは
ありませんが、町道の破損、交
通安全、清掃センター業務への
影響排除等、強く申し入れをし
ています。

農村総合整備モデル 事業の進捗状況

Q モデル事業の完成の用途は。
A 現在の進捗率は約八十一
パーセントです。平成十年度に
はすべて完了の予定です。

広域農道整備、湛水 防除、圃場整備事業

Q 広域農道、圃場整備事業の
今後の見通しは。
A 近年、農林水産省の予算の
つきは大変良くなっています。
広域農道については、県道お
よび国道四〇三号線との交差と
建設省が進めている刈谷田川改
修工事との整合性を図る中で施
工する必要がありますので、今
後とも関係機関と十分協議をし
ながら早期完成に努力いたしま
す。
一般農道整備については、全

長三二七五メートルの内、中条
地区二二二八メートルについて
は完了しました。今後、西所工
区圃場整備地区内と中之島川の
橋梁については、圃場整備事業
にあわせて施工完了する予定で
あります。

湛水防除事業の大沼排水機場
については、当初計画では現在
の機場跡地に新機場を施工する
予定でした。しかし、現在進め
られている建設省の刈谷田川改
修工事がそこまで進むのにはま
だ時間を要することから、現機
場の北側に新機場を建設すべく
現在調査・設計を進めており、
平成十年までに完成させる予定
となっています。

圃場整備の換地については、
県の土地改良連合会ならびに中
之島町土地改良区の指導を受け
ながら圃場整備換地委員会で集
落換地を行い、さらにそれを受
けて、各集落から選出された換
地委員が責任をもって集落内の
換地を行うことになっていま
す。こうした各集落の換地の取
り組みの中に行政が直接かわ
るものではありませんので、ご
意見につきましては事務を執っ
ている土地改良区にお伝えいた

設の相互利用促進のための研究
会を発足させ、現在調査・検討
に入ったところです。



市町村の枠組みを越え、図書館をはじめ
各種公共施設の相互利用を実現をめざす

中之島中学校 グラウンドからの砂埃

Q 中之島中学校グラウンドの
砂が、風により周辺へ飛び散っ
ている。農作物への影響も心配
だが。
A フェンスを張ってある箇所
はそれほどではありませんが、
目の粗いバックネットの所から
飛び散る砂が多いようです。バ
ックネットの後ろにさらにフェ
ンスを張るなどの対策を検討中
です。



町の重要施策の1つ圃場整備事業
(後方はJAカントリーエレベーター)

中部地区の圃場整備について
は、担い手育成農地集積事業に
よって実施すべく現在準備を進
めています。また、地元負担金
については、実施年度における
最も補助率の高い事業によって
施工することにより、その軽減
を図っていくものです。

町の特産物のPR

転作の見通し

Q 平成八年度の転作の見通し
について。
A まだ県から市町村への配分
がなされておらず(十一月現在)、
詳しいことはいえませんが、
転作の配分率は現在の約十

五パーセントから十八パーセン
ト程度になると思われます。転
作の補助金等については、農業
者個々では減額の方角にありま
すが、取り組みしだいでは農業
者の合意形成の中で転作実施者
との「とも補償」制度の活用に
よって従来と同様に補助金が受
けられる体系が考えられます。
また、上通地区のレンコン栽
培に対する傾斜配分については
は、レンコンから稲作に転換し
ている農家がかかりあることか
ら、今後の取り扱いについては
十分に検討をしたいと思いま

Q 町の特産品やジャンボおに
ぎりのイメージアップのため、
揃いのハッピーをつくったり、東
京などで積極的にPRすること
も大事だと思いが。
A これからの農産物は、作る
だけでなく、売れるよう
に工夫していくことが大切なこ
とです。JAのカントリーや予
冷庫などを活用して、需要の
ある時期に出荷できるよう努力
いたします。



三沼けやき公園の大けやき

三沼けやき公園のけやきの 天然記念物指定

Q 三沼けやき公園の大けやき
を天然記念物指定できないか。
A 町文化財調査審議会での総
合的な検討を考えたいと思いま
す。

町制施行十周年 記念事業

Q 町制施行十周年を迎えるに
あたり、どのような町おこしを
考えているのか。
A 町民が一つになれるもの、
また継続していけるものとし
て、中之島音頭を核とした住民
参加型のおまつりを予定してい
ます。そのほか、十周年記念と
して特別に考えているものとし
ては、町勢要覧を兼ねた記念誌
の発刊、中之島を紹介するピテ
オの制作などがありますし、既
に取り組んでいるイベントにつ
いても、十周年の節目の記念事
業として実施します。

住宅団地内共同店舗

Q 役場前の住宅団地内の共同
店舗予定地の見直しは。
A 現在、明るい方向で進んで
くるものと思えます。

ふるさと創生事業

Q ふるさと創生事業における一億円の使途は。

A 利子分については町の海外研修助成事業に充て、これは現在も継続しています。そのほかは、入澤記念庭園の整備や町民文化センターの建設に、その全額を投入しました。

町内南部への人口流出

路上駐車により、通行に支障をきたしている。

A 以前、企業側に申し入れてありますが、再度申し入れをいたします。

Q 町内北部から上通・中之島地区へ移住するケースが見受けられ、今後の集落形成が維持できるか心配だが。

A 少子化ということも大きく関わってくる問題です。施設などを一か所に集めることは見たいには大変よいのですが、その機能を損なわないように、景観や健康づくりの面からも地域の均衡のとれた発展を行政として心がけていきます。

上通地区の公共施設

Q 上通地区には公共的な施設がないが、若者が利用できるような施設をつくってほしい。

A 公共施設の設置にあたっては、まずその用地買収から始めなければなりません。これは非

流通団地内の路上駐車

Q 流通団地内企業の従業員の

Q 北陸自動車道中之島見附IC周辺にバス停を設置しようという計画のその後の状況は。

A 高速バスストップについては、現在こう着状態です。コンサルタントによる三つの案について経済性・利便性等を考慮しながら道路公団・県と協議しましたが、許認可と財政的な難しい問題が生じ、引き続き調査検討中の段階です。

あったかネットワーク推進事業活動

Q あったかネットワーク推進事業活動については、訪問を受けるお年寄りに迷惑がられるようなことはないのか。

A 場合によってはそういったケースもありましたが、ホームヘルパーの派遣と同様、数回繰り返して訪問しているうちに受け入れてもらえるようになってい

医療機関の設置

Q 町内に行政の力で医療機関を設置してほしい。

A 例えば見附市立病院のような医療機関を運営していくようなことは、その負担を考えると当町においてはとても無理なこ

保育所入所希望状況

Q 保育所の入所希望の取りまとめ結果は。

A 上通保育所においては定員百五十名に対し百十五名の入所希望がありました。他の保育所はすべて定員を下回っており、町全体での充足率は約七十二パーセントとなっています。

上通地区における民間宅地開発



民間による宅地開発が進む上通地区

中野西部の更正図

Q 上通地区では民間による宅地開発が進んでいるが、住民のための集会所がない。

A 開発業者には、二重サッシ、植樹帯の設置などの条件を付しており、またゴミステーションも設置するよう求めています。ただし、集会所についてはその名義・帰属・管理をどうするかといった問題があり、業者に設置を求めることが難しい状況にあります。

Q 中野西部地区は大字が入り組んでいる。法務局で更正図の閲覧の際、何枚もの図面が必要であるため費用負担が大きく、また図面の傷みが激しい。ぜひ整備を。

A 中野西部地区のように大字が入り組んでいるところは、その更正図の組み合わせが大変難しい状況です。町では平成五年に航空写真を撮り、現況図に大字・字界を表示していますが、入り組んでいる箇所の空白部分については、現在も精力的に調査を進めています。

納税通知書の一括送付

Q 今年度から固定資産税および

- 堤防道路の町道認定
- 西野「専正寺」交差点に信号機の設置を
- 信条保育所と併設の老人福祉施設利用者のマイクロスバス対応を
- 集中豪雨に伴う水防団の召集に係る費用負担について
- 西高山新田の集落排水路整備は、ほ場整備と平行してか
- 西通地区に何かの拠点となるものを
- いじめ問題について
- 稲島通学道路の除雪について

平成七年度町政懇談会 地区別参加者数

■ 三沼地区	11月14日(火)	〔三沼公民分館〕	33人
■ 西所地区	11月19日(日)	〔西所公民分館〕	18人
■ 信条地区	11月20日(月)	〔信条公民分館〕	10人
■ 中条地区	11月21日(火)	〔中条集落開発センター〕	18人
■ 中野地区	11月22日(水)	〔中野公民分館〕	23人
■ 中通地区	11月25日(土)	〔中通公民分館〕	22人
■ 中之島地区	11月26日(日)	〔農村環境改善センター〕	11人
■ 上通地区	11月27日(月)	〔上通公民分館〕	20人
八地区計			155人



いずれの会場でも貴重なご意見をいただきました



定員を上回る入所希望のあった上通保育所では増築工事が

の歌詞が決定

『中之島音頭』

たくさんのご応募
ありがとうございました

266点の応募の中から

関根利根雄さん（茨城県高市）の作品が採用に

中之島町民が総ぐるみで参加する「中之島夏まつり」、そこで練り広げられる盛大な大民謡流し——町制施行十周年を迎える今年、夏まつり専門委員会ではこの新たなイベントの創設に向けた準備を着々と進めています。このたび、大民謡流しの核となる「中之島音頭」の歌詞が決定しました。

音頭の詞については、昨年十一月末日までの二か月半にわたって公募したところ、北は北海道、南は鹿児島県まで全国各地の二百二十四人のみなさんから二百六十六点もの応募をいただきました。これらの作品について、新潟日報読者文芸「生活詩」選考委員で八木忠栄さん（見附市出身）に選考を依頼した結果、茨城県高市市在住の関根利根雄さん（七十四歳、無職）の詞を採用することに決定しました。「四季をうまくとり入れて中之島町を造形した力作です。お

年寄りから子どもたちまで、無理なく唱えて親しまれるリズムをもった詞、ということを選びました」採用作品に対する八木さんのコメントです。

一方、作品の採用が決まった関根さんからは、「中之島町の雄大な自然とその春夏秋冬をイメージして詞を書きました。この詞に曲がつき、町民のみなさんに親しみをもってうたわれ、そして町の活性化にそれが少しでもお役にたてれば幸いです」とのメッセージをいただきました。また、音頭の詞が決定したことを受け、以前に当町教育委員

会への派遣経験をお持ちの栃尾市上塩小学校長の早川克己さんにその作曲をお願いしたところであり、三月下旬には待望の「中之島音頭」が完成する運びとなります。その後、町芸能協会を通じて振り付けを依頼、六月にはお披露目・発表会を計画しており、八月十一日に予定している「中之島夏まつり」の大民謡流しにおいて町民総ぐるみとなって中之島音頭をうたい、踊れるよう各種団体・学校等に協力をお願いしていきます。みなさん、たくさんのご応募本当にありがとうございました。

『中之島音頭』の詞 選考結果

《応募点数 266点》
（県内83点、県外183点）

◎採用作品
関根利根雄さん
〔74歳、無職、
茨城県高市市〕

○佳作作品（2点）
長橋正宣さん
〔55歳、自営業、
三條市〕
川温子さん
〔48歳、主婦、
東京都江戸川区〕

中之島音頭

作詞 関根利根雄
補作 八木 忠栄

春を浮かべて 雪どけ水が
悠々ながれる 信濃川
水のめぐみを 早苗が染めて
里はみどりに 衣替え ソレ
ヨイヨイ仲ヨイ 中之島
夏をいろどる 青田の風に
ゆれて大風 空に舞う
出会ふふれあい 大灯籠に
たくす郷土の 心意気 ソレ
ヨイヨイ仲ヨイ 中之島

秋の実りは 軒先までも
黄金波うつ コシヒカリ
ジャンボおにぎり 与茂七さまの
熱い思いが 生きている ソレ
ヨイヨイ仲ヨイ 中之島
冬の蓮田に 北風吹いて
汗で掘りだす 町の味
何が見えろと 蓮根かざしや
はるか弥彦は 雪化粧 ソレ
ヨイヨイ仲ヨイ 中之島

春夏秋冬 このふるさとに
暮らす喜び さあ唄おう ソレ
ヨイヨイ仲ヨイ 中之島

ふるさとだより

～広報なかのしま～

無料配達
希望者募集中!

遠く離れていても、人は自分が生まれ育った故郷を思う気持ちを心のどこかに持ち続けているものだと思います。こうした人たちの多くが、故郷からの便りを心待ちにしておられることでしょう。

そこで、故郷を思い起こして懐かしみ、また郷土に対する愛情の念を一層深めていただく手助けになればと、町では「広報なかのしま」を「ふるさとだより」と銘打って、直接みなさんの肉親の方などに無料でお届けします。

次により希望者を募集しますので、期限までにお申し込みください。

◆ 送付期間
平成八年四月号～平成九年三

月号の一年間

◆ 申込方法

次の各項目について、誤りのないようご確認のうえ、申し込みください

・ 送付先の郵便番号、住所（番地、号室等まで正確に）、氏名
・ 申込人の住所、氏名、電話番号

※ 送付は国内のみです。電話でも受け付け、また一人で複数申し込みでも結構です。

◆ 申込期限

三月十五日（金）

◆ 継続申込等について

・ 先回の「ふるさとだより」募集の際に申し込み、現在すでに送付を受けている方についても、四月以降の継続を希望される場合は必ず申し込みを行ってください

・ 申し込み後、送付先の住所に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。

申込および問い合わせ先

企画課（電話一〇二〇一一）

平成7年中の 中之島町における 人口等の推移

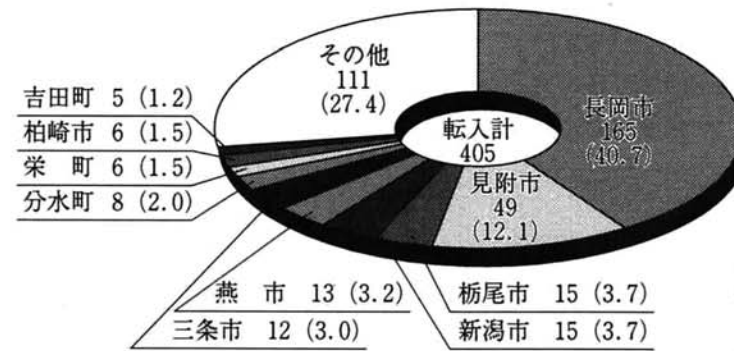
～1年間で住民基本台帳登録人口は108人、世帯数は59戸それぞれ増加～



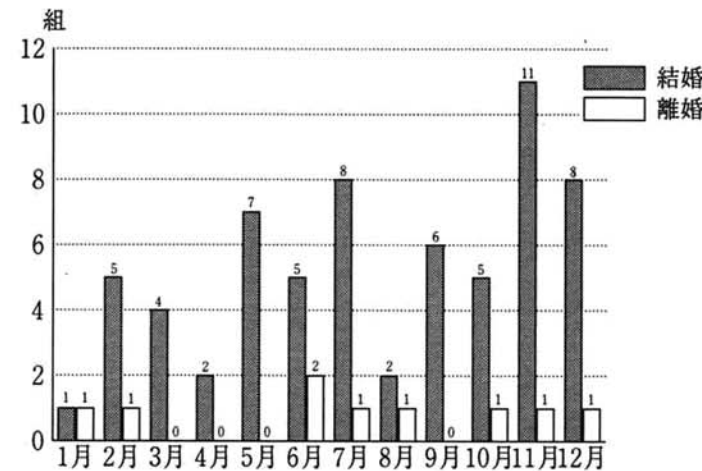
平成7年12月31日現在の住民基本台帳登録人口は12,998人、世帯数は2,897戸。長岡市を中心とした新規転入者の増加が著しい。

平成七年十二月三十一日現在の中之島町の住民基本台帳登録人口は一万二千九百九十八人であり、前年同月比で百八人、〇・八%の増加となりました。これは、出生が死亡を、また転入が転出をそれぞれ上回り、自然増加に社会増加が加わった結果によるものです。特に、長岡市からの百六十五人、見附市からの四十九人をはじめ、県外を含む他市町村から四百五人もの新規転入者があった一方、他市町村への転出者が三百二十六人とどまったことが人口の大きな伸びにつながりました。また、これとあわせ世帯数も五十九戸、二・一%という著しい増加を上げており、今後の住宅開発等の一層の進展により、さらなる増加が見込まれます。

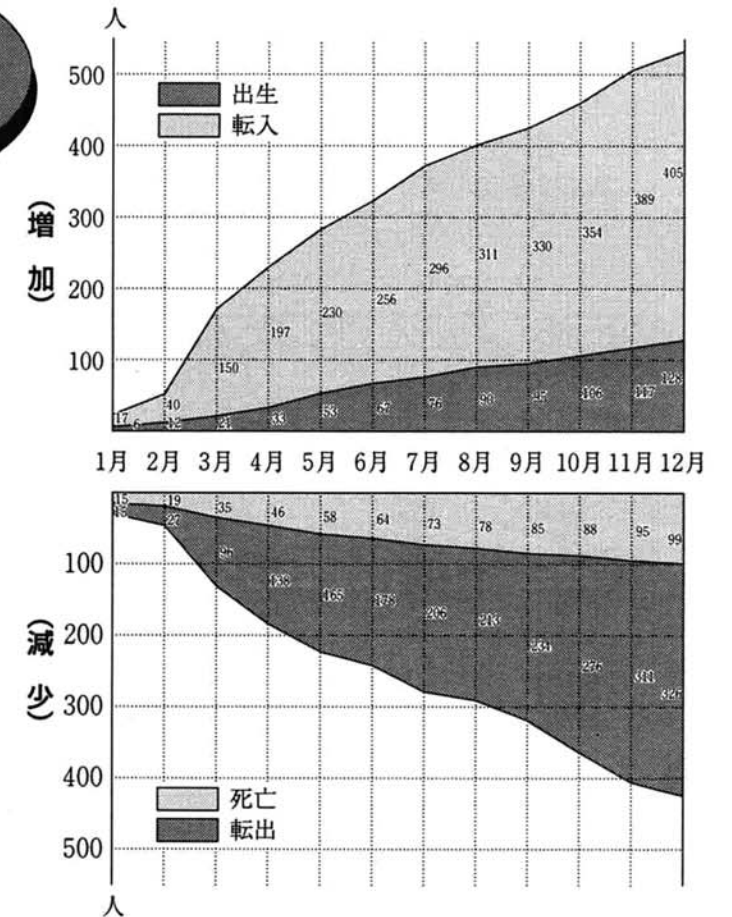
転入者の主な前住所 (単位：人 (構成比%))



結婚・離婚の月別数 (単位：組)



月別の出生・死亡、転入・転出者数 (各月累計、単位：人)



人口=12,998人
1世帯当たり4.5人
(平成7年12月31日現在 住民基本台帳)



人口密度=1km²当たり
305.5人
(平成7年12月31日現在 住民基本台帳)



出生=128人
2.9日に1人
(平成7年中)



死亡=99人
3.7日に1人
(平成7年中)



結婚=64組
5.7日に1組
(平成7年中)



離婚=9組
40.6日に1組
(平成7年中)



転入=405人
0.9日に1人
(平成7年中)



転出=324人
1.1日に1人
(平成7年中)

20歳になったら国民年金

学生さんちも

学生も二十歳になったら国民年金に加入するの？

保険料を納められない人はどうするのかな…

毎月の保険料はいくらなのかな…

学生の皆さん、もう加入しましたか？

日本国内に居住する二十歳以上六十歳未満の方は国民年金に加入することになっています。大学生や専門学校生も二十歳になったら国民年金に加入しなければなりません。加入することにより、在学中の病気やケガが原因で障害の状態になったとき障害基礎年金を受けることができます。また、二十歳から六十歳までの四十年間にわたって保険料を納めることによって、老齢基礎年金を満額受けることができるのです。

国民年金の加入手続きは住民票のある市町村役場で行っていただきます。皆さん、忘れずに届出をしましょう。

国民年金の保険料額が四月から変わります

国民年金加入後は毎月保険料を納めることとなりますが、今年四月分から保険料額が一万二千三百円に改定されます。(付加保険料は従来どおり四百円です。)国民年金は被保険者の方が老齢になったときや万一の事故・病気で亡くなったたり障害の状態になったときに、ご本人やそのご遺族の方の生活の支えとして支給される大切なものです。その支払いに要する財源は被保険者の皆さんが納めた保険料と国庫負担金によって賄われています。この年金額と保険料は、その時々々の社会情勢に応じて金額のバランスを保っていかねればならないことから、保険料の段階的な引き上げが必要となります。国民年金制度を健全に運営していくための保険料額の改定ですので、被保険者の皆さんのご理解をお願いいたします。なお、保険料の納付について

保険料の免除制度があります

保険料納付が困難な学生の方のための保険料免除制度があります。学生は一般的には親に扶養されていることから、親元の負担が過大にならないように学生独自の免除基準が設けられています。

申請すると、学生本人およびその親の所得状況の確認や同居・別居、大学の国立・私立の別などを考慮したうえで免除の判定がなされ、その承認を受けることができれば保険料が免除されることとなります。

▼手続きおよび問い合わせ先
住民福祉課国民年金係 (倉六



マナビイだより

開館から五か月...

町図書館(町民文化センター内)を

気軽にご利用ください

町民文化センター内に待望の町図書館が開館して五か月がたちました。すでに数多くのおみなさんからご利用いただきありがとうございます。スタッフ一同大変喜んでます。

今後も、みなさんが気軽に利用でき、より一層親しまれる図書館を目指していきますのでよろしく願います。また、新刊図書も随時取り揃えていますので、まだ利用されたことのない方も、ぜひ一度お越しください。



※ 図書館開館前に「図書館カード」の申し込みをされた後、まだカードを受け取りにきていない方がおられます。カードは図書館カウンターに用意してありますので、お早めにお受け取りください。

- ◆**図書館利用案内**◆
- 図書館の本を借りるときには「図書館カード」が必要です。このカードは、中之島町に在住または通勤されている方であればどなたでも作ることができますので、図書館カウンターで申し込みください。その場で申し込めます。
 - 本を借りるとき：本と一しょにカードを提示してください。
 - 本を返すとき：本をカウンターに出すか、もしくは文化センター入口脇の「図書返却口」に入れてください。
 - 本は一人五冊まで、二週間借りることができます。

- 〔開館時間〕
午前九時～午後五時
- 〔休館日〕
毎週月曜日(その日が国民の祝日と重なるときは翌日も休館)
- 国民の祝日
● 十二月二十八日～一月四日
● 特別図書整理期間
- ◆ このほか、各種資料に関すること等については、お気軽に係員にお尋ねください。



図書館スタッフをご紹介します

最新設備の建物、恵まれたスタッフの方々の中で、明るく親切な対応をモットーに頑張っています。ぜひ、図書館へ足をお運びください。



中島栄子さん



丸山秀子さん

はじめまして。池之島の丸山といいます。新しいお仲間と毎日楽しくお仕事をさせていただいております。これからもよろしくお願いたします。



柳 文枝さん

一人でも多くの皆様に来ていただけるよう、楽しく利用でき、あらゆる情報収集の場となる図書館にしていけたらと思っています。



中之島町図書館休館日

○印が休館日

2 February							3 March						
S	M	T	W	T	F	S	S	M	T	W	T	F	S
				1	2	3					1	2	
4	5	6	7	8	9	10	3	4	5	6	7	8	9
11	12	13	14	15	16	17	10	11	12	13	14	15	16
18	19	20	21	22	23	24	17	18	19	20	21	22	23
25	26	27	28	29			24	25	26	27	28	29	30
							31						

新着図書紹介



『秀吉 上』 堺屋 太一 著
NHK出版 1,600円

毎週ご覧になっている方も多いのではないでしょうか。今回、新着図書からご紹介するのは、今年のNHK大河ドラマ「秀吉」の原作です。尾張の貧農の子として生まれ、ついには天下人の地位を我がものとした秀吉の姿を“組織”というものをキーワードに描いています。

原作とみくらべながらドラマを楽しんでみてはいかがでしょうか。ですか。



文化ホールでは『生涯学習推進事業冬季シリーズ』が

今年に入り、町民文化センター「文化ホール」において、生涯学習推進事業冬季シリーズとしてさまざまな催しが展開されています。

その第一弾は一月二十一日(日)の「大山のぶ代講演会」、続く第二弾は二十八日(日)の「第一回マナビイプラザなかのしまフェスティバル」、さらに二月四日(日)には第三弾として「新春文化講演会兼公民館運営研究大会」と、いずれも多数のおみなさんから来場いただきました。



「大山のぶ代」講演会
「人生をどんな欲に生きよう」と話す大山さん
「明るく楽しく、しっかり生きよう」と話す大山さん

「マナビイプラザなかのしまフェスティバル」アトラクション
テレビでおなじみの森野熊八さんの料理ショーでは、町特産のレンコンやしめじを使った料理の披露も



マナビイプラザなかのしま information

しゅうさえこ&忍たま乱太郎 ひなまつりコンサート

3月3日(日) (文化ホール)

1回目 13:00開演 (12:30開場)
2回目 15:30開演 (15:00開場)

- 入場料(全席自由)
大人1人1,000円/子ども(小学生以下)1人500円
- チケット
2月6日より文化センターにて販売しています(電話による予約はできません)

問い合わせ先 町民文化センター
“マナビイプラザなかのしま”(66-1310)
※センター利用の際の忘れ物を預かっています。心当たりの方はおご連絡ください。

カメラ散歩



一月七日(日)、平成八年町消防団出初式が農村環境改善センターを会場に行われました。昨年、町内では三件の火災が、また七月には集中豪雨による水



訓示を述べる大竹団長

害が発生しましたが、消防団のみなさんの迅速かつ的確な行動により大きな被害を免れました。暖房器具などを使用する機会の多いこの時期、一人一人が火の元には十分注意し、火災予防に努めましょう。

今年もよろしくお祈いします

—平成8年 町消防団出初式—



改善センター駐車場で放水を行う中通分団のみなさん

健康と豊作を願って

「小正月に町内各地で「さいの神」



大口地内「於保久知神社」にて

一月十四日(日)、十五日(月)に町内各地で「さいの神」が催されました。勢いよく燃え上がる炎でスルメを焼く人、書き初めをくべる人。無病息災、豊作祈願のこの儀式に、各地とも多くのみなさんがつめかけました。

厳寒の中をさっそうと

西野・西野新田「元旦マラソン」

一月一日(祝)、西野・西野新田のみなさんによる恒例の「元旦マラソン」が行われました。正午、子どもたちを中心に約二十名が厳しい寒さの中を一斉にスタート。約二kmのコースを全員が元氣よく走りぬきました。



元旦正午、西野集落開発センター前を一斉にスタート

年500円の掛金で万一の交通事故に備える

家族みんなが 交通災害共済に 加入しましょう

交通災害共済は県内百十二市町村が共同で運営している相互扶助制度です。交通事故による死亡や傷害の際、被災者やその家族に対し見舞金を贈るためのものであり、本町においては一万四千六百二十二名(加入率八八・七%、平成七年度)の方々から加入いただいています。

現在、平成八年度の会員を募集しています。多発する悲惨な交通事故による被災に備え、ご家族そろってご加入ください。

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで。

なお、中途加入の場合は、会費納入日の翌日からとなります。

■加入方法
二月中旬に、嘱託員を通して各世帯に加入申込書を配布しますので、必要事項を記入のうえ会費を添えて期限までに嘱託員にお申し込みください。

■見舞金の請求方法
次の書類を添えて、住民福祉課で手続きをしてください。

《必要な書類等》

- ① 会員証
- ② 共済見舞金請求書
- ③ 交通事故証明書
- ④ 医師の診断書
- ⑤ 請求者の金融機関の口座番号
- ⑥ 請求者が自動車を運転または同乗していた場合は、運転者の免許証の写し
- ⑦ その他、必要に応じて交通災害共済組合長が指定した書類

交通災害共済見舞金等級表

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡	120万円
2等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第1級の各号に掲げる障害	70万円
3等級	自動車損害賠償保障法施行令別表の等級区分第2級の各号に掲げる障害	40万円
4等級	治療を要した期間が7か月を超え、かつ、入院40日以上を含む実治療日数10日以上の傷害	18万円
5等級	治療を要した期間が6か月を超え、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上の傷害	15万円
6等級	治療を要した期間が5か月を超え、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上の傷害	12万円
7等級	治療を要した期間が4か月を超え、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上の傷害	10万円
8等級	治療を要した期間が3か月を超え、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上の傷害	8万円
9等級	治療を要した期間が2か月を超え、かつ、入院通院の実治療日数30日以上の傷害	6万円
10等級	治療を要した期間が1か月を超え、かつ、入院通院の実治療日数15日以上の傷害	4万円
11等級	入院通院の実治療日数7日以上の傷害	2万円

※ 見舞金の請求期限は、交通事故の起きた日から一年以内です。請求期限を過ぎると見舞金は支払われません。

なお、会員証を紛失された方には再発行しますので、お申し出ください。

■見舞金の対象とならない事故
① 飛行機、船舶、ケーブルカー、ロープウェー、リフトなどによる事故

② 耕うん機、トラクター、ブルドーザーなど、作業用機械による道路以外での作業中の事故

③ 住宅などの庭先、工場内、屋内、作業場など、道路以外の場所で起きた事故

問い合わせ先

住民福祉課
(☎六—二〇—四)

《町内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	1月中	累計	1月中	累計	1月中	累計
平成8年	3	3	0	0	4	4
平成7年	4	4	0	0	5	5
比較増減	-1	-1	±0	±0	-1	-1

死亡事故 0 連続234日 1/31現在



ウインターふれあい ハートフェスティバル 開催

町民みんなでつくりあげるふれあいまつり「ウインターふれあいハートフェスティバル」が開催されます。

中之島の冬のイベントとしてすっかり定着したこのフェスティバルも今年で五回目。中之島つくり塾のみなさんが主体となり、「あったかい」さまざまな催しを繰り広げます。多数のみなさんのお越しをお待ちしています。

- 日時 2月18日(日) 午前10時～午後4時
- 会場 農村環境改善センター
- 内容 [第一部]

レクダンス
in なかのしま
開催

「レククラブとんどん」「親子レククラブ」と公民館では、「レクダンスinなかのしま」を開催します。

多数のみなさんご参加をお待ちしています。

- 日時 3月17日(日) 午前10時～午後4時
- 会場 農村環境改善センター 多目的ホール
- 講師 東京ブルースリーレクダンス研究会
- 対象者 レクリエーションダンスに興味と関心のある方ならどなたでも
- 参加費 町内在住者 一、〇〇〇円
町外在住者 一、五〇〇円
小・中学生(午前のみ) 三〇〇円
- 携帯品等 動きやすい服装、運動靴、昼食
- 申込期限

『ようこそふれあい広場』

- ・子ども美術展(町内保育所)
- ・春を呼ぶ可愛いスター達(町内小学校)
- ・伝統芸能(灰島神楽)
- ・懐かしい味、新しい味、ホットサービス
- ・日中友好水ぎょうざサービス
- ・特産品ショッピング
- ・もちつき大会、つきたてもちサービス
- ・ふれあいティッシュ抽選(特産品を七〇〇名に)

『第二部』 ウインターふれあい 芸能ステージ』

- ・こんにちのみなさん(農工商各種団体グループ、一般参加者による芸能交流)
- ・ゲスト出演(中之島中学校)



ラスバンド部

- 《フィナーレ》
- ・ひびけ「町おこしの鼓動」(悠久太鼓)

▽問い合わせ先 産業課(☎6112015)

振替納税に係る
振替納税領収書等の
取り扱いが変わります

- ＊振替日は納期限(月末)に
- ＊振替済領収書発行は年一回に
- 町では、町税等の納税の利便を図るため「振替納税」の推進に努めています。口座振替の電算事務の改善にあわせて平成八年度よりその取り扱いの一部を変更します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。
- 変更事項(平成八年度より)
- ①振替日
各納期月の25日
- ←
- 納期限(月末)
(但し、十二月は二十五日)
- ②口座振替済領収書(納付済通知書)の発行
振替納付のつど発行
- ←
- 一年度分をまとめて翌年度
四月に発行
- ▽問い合わせ先

税務課(☎6112017)

地方拠点都市 シンポジウム 開催

昨年五月に「地方分権推進法」が制定されたことに伴い、地方分権の意義の大きさを認識し、地域が誇れる個性・特性を活かした住民自らによるまちづくりや地方拠点都市にふさわしい広域的な地域づくりを進めていくことが求められています。

長岡地域広域行政組合では、その構成十三市町村の住民のみなさんとともに、地方分権の持つ意義の確認と新しい地域づくりに向けての方向性を探るための「地方拠点都市シンポジウム」を次のとおり開催します。多数のみなさんご参加をお願いします。

- 日時 2月21日(水) 午後1時30分～午後4時30分
- 会場 ホテルつるや(見附市本町四一三一九 ☎6216511)
- 内容 シンポジウムテーマ
「ゆとりと豊かさを実感でき

る社会の実現に向かって」

- ～地方分権と地域づくり～
- 【第一部】基調講演
・演題
「地方分権と広域行政」
- ・講師
恒松治治氏(勸学舎総合研究機構理事長、元島根県知事、前独協大学長)
- 【第二部】パネルディスカッション
・提起
「個性ある地域づくりを目指す」
- ・コーディネーター
篠田昭氏(新潟日報編集委員)
- ・パネリスト
多賀秀敏氏(新潟大学法学部教授)
橋本英俊氏(ネット13会員、TOCHIOふおうらむ21幹事)
- 原田誠司氏(長岡短期大学教授)
- 村田軍司氏(秩父広域市町村圏組合振興課長)
- 申込期限
2月13日(火)
- ▽申込および問い合わせ先
企画課(☎6112011)

県からのお知らせ
「県政ポストを
ご存じですか」

県では、広く県民の皆さんから県政についての建設的なご意見やご提言をお寄せいただき、それを諸施策に反映させていくための「県政ポスト」を設置しています。

- 次の各場所に所定のがきを
用意してありますので、みなさんの県政に対するご意見等を積極的に寄せください。
- 県政ポスト設置場所
・県庁舎(二か所)
・県総合・合同庁舎窓口(十七か所)
- ・県運転免許センター窓口
- ・役場窓口(住民福祉課・企画課)

- ▽問い合わせ先
県庁広報広聴課広聴係(☎025128515511 内線2116)



になるなどして、障害やトラブルのもとになりがちです。また、税金の申告が済んでいても、それで相統の登記が完了したわけではありません。この機会にぜひ、お近くの司法書士にご相談ください。

▽問い合わせ先

新潟県司法書士会(新潟市古町通一三一五一六〇 ☎025122811589)

※ 毎週水曜日の午後、登記に関する諸問題についてのテレビホン相談にも応じています。

大学通信教育 合同入学説明会 開催

通信教育を実施している大学・短期大学では、平成八年度春期入学生を募集しています。私立大学通信教育協会は、この通信教育を受講しようとする方を対象に「大学通信教育合同入学説明会」を開催します。講義内容・学習方法・受講手続き等について、大学・短期大学の教職員が直接相談を受けるものですので、通信教育をご希望される方はお気軽にご参加ください。

- 日時 2月18日(日) 午前11時～

- 午後4時30分(時間内随時)
- 会場 新潟ミナミプラザホテル(新潟市万代三一一一 ☎025124113730)
- 対象 一般および高校生
- 参加校
法政大学、慶応義塾大学、中央大学、日本大学、玉川大学、佛教大学、近畿大学(同短期大学部)、東洋大学、明星大学、大阪学院大学、産能大学、武蔵野美術大学短期大学部、産能短期大学、近畿大学豊岡短期大学、聖徳大学短期大学部、愛知産業大学、東海産業短期大学(16校)
- 内容 各大学・短期大学別の相談コーナーを設け、参加者は希望する大学の教職員から大学の内容や学習全般についての説明を受ける
- 参加費 無料
- ▽問い合わせ先
勸私立大学通信教育協会(〒一六〇 東京都新宿区新宿二一三一一 ☎0313335016681)

所得税・住民税諸控除一覧表

項目	区分	所得税	住民税	
基礎控除		380,000円	330,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	330,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	380,000円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	一般の控除対象配偶者	680,000円	540,000円
		老人控除対象配偶者	780,000円	590,000円
配偶者特別控除		最高380,000円	最高330,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	380,000円	330,000円	
	特定扶養親族	530,000円	410,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円	380,000円
		同居老親等	580,000円	450,000円
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	680,000円	540,000円
		特定扶養親族	830,000円	620,000円
同居老親等以外の老人扶養親族		780,000円	590,000円	
障害者控除	同居老親等	880,000円	660,000円	
	一般の障害者	270,000円	260,000円	
障害者控除	特別障害者	350,000円	280,000円	
	老年者控除	500,000円	480,000円	
寡婦控除	一般の寡婦	270,000円	260,000円	
	特定の寡婦	350,000円	300,000円	
寡夫控除		270,000円	260,000円	
勤労学生控除		270,000円	260,000円	
生命保険料控除		最高50,000円	最高35,000円	
個人年金保険料控除		最高50,000円	最高35,000円	
損害保険料控除		最高15,000円	最高10,000円	
白色専従者控除		配偶者 860,000円 最高 500,000円 その他		

※老人控除対象配偶者、老人扶養親族とは70歳以上（大正15年1月1日以前生まれ）の人です。
 ※同居老親等とは老人扶養親族のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属（父母や祖父母など）で、かつ、納税者または納税者の配偶者のいずれかとの同居を常況としている人です。
 ※特定扶養親族とは扶養親族のうち16歳以上23歳未満（昭和48年1月2日～昭和55年1月1日生まれ）の人です。
 ※特定の寡婦とは、寡婦のうち扶養親族である子を有して、しかも合計所得金額が500万円以下である人です。
 ※老年者控除は申告者が65歳以上（昭和6年1月1日以前生まれ）の人で所得金額が1,000万円以下のとき該当します。

所得税法の改正ポイント

- ①基礎、配偶者、扶養控除額をそれぞれ3万円ずつ引上げ
- ②配偶者特別控除額を最高38万円に引上げ（改正前35万円）
- ③扶養控除等の対象となる人の所得要件を38万円以下に引き上げ（改正前35万円）
- ④白色専従者控除額の引上げ
 ＊配偶者 86万円（改正前80万円）
 ＊その他 50万円（改正前47万円）
- ⑤総合課税に対する税率の改正
 ＊税率10% 330万円未満（改正前 300万円未満）
 ＊税率20% 900万円未満（改正前 600万円未満）
 ＊税率30% 1,800万円未満（改正前 1,000万円未満）
 ＊税率40% 3,000万円未満（改正前 2,000万円未満）
 ＊税率50% 3,000万円以上（改正前 2,000万円以上）
- ⑥年末調整の対象給与収入額の引上げ
 ＊2,000万円（改定前1,500万円）
- ⑦給与所得控除額の引上げ

控除額の改正

区分	改正前	改正後	
基礎控除	350,000円	380,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	350,000円	380,000円
	老人控除対象配偶者	450,000円	480,000円
	同居特別障害者である控除対象配偶者	650,000円	680,000円
	同居特別障害者である控除対象配偶者	750,000円	780,000円
扶養控除	一般の扶養親族	350,000円	380,000円
	特定扶養親族	500,000円	530,000円
	老人扶養親族	450,000円	480,000円
	老人扶養親族	550,000円	580,000円
扶養控除	一般の扶養親族	650,000円	680,000円
	特定扶養親族	800,000円	830,000円
	同居特別障害者である扶養親族	750,000円	780,000円
	同居特別障害者である扶養親族	850,000円	880,000円

所得税率の改正

平成6年分所得税の税額表

課税所得金額	税率
300万円未満の場合	10%
600万円	20%
1,000万円	30%
2,000万円	40%
2,000万円以上の場合	50%

平成7年度分所得税の税額表

課税所得金額	税率	控除額
330万円未満の場合	10%	—
900万円	20%	33万円
1,800万円	30%	123万円
3,000万円	40%	303万円
3,000万円以上の場合	50%	603万円

確定申告は正しくそして早めに

申告期間
2/16(金)～3/15(金)

二月十六日(金)から所得税、住民税(町・県民税)、事業税などの申告の受付が始まります。昨年一年間の所得を正しく申告するために納税相談をご利用ください。そして、正しい知識と記入法によって三月十五日(金)までに申告・納税をしましょう。

特別減税が実施されます

平成七年分の所得税について、所得税額の一五%相当額(五万円限度)が、納付すべき所得税額より控除されます。

給与所得者

年末調整で特別減税が実施されています。

その他の人

年の途中で退職者、公的年金の受給者、事業所得・不動産所得・退職所得のある人については、確定申告により特別減税を受けることになります。



所得税は、平成七年中に得たすべての所得と、その所得にかかる税金を自ら計算して三月十五日までに申告し、納税することを建前としています。

納税相談の際には、申告書の次の項目についてあらかじめ記入のうえおいでください。

- ①住所、氏名(フリガナ)、生年月日、職業、電話番号の各欄
- ②配偶者、扶養親族の氏名、生年月日、続柄の各欄
- ③このほか、記載できる項目

確定申告は『自力記載・自力申告』を

確定申告書は、自分自身で記載・計算して申告しましょう。

確定申告を必要とするとき

次に該当する場合に、確定申告を必要とします。

- ①事業(農業・商業)など営んでいる、不動産収入がある、土地や家屋を売却したなど、平成七年中の所得金額の合計が、基礎控除や配偶者控除などの所得控除の合計を超えるとき
- ②サラリーマンで、給与の年収が二、〇〇万円を超えるとき
- ③給与所得や退職所得以外の所得金額の合計が、二〇万円を超えるときなど

内職や日雇い、年金を受給しているなど、所得税の申告の必要がない場合でも、住民税の申告は必要です。

なお、期限までに申告しなかったり、間違った申告をすると、不足分の税金だけでなく加算税や延滞税を納めなければなりませんので注意しましょう。

白色申告者も収支内訳書が必要

事業所得者は、確定申告書と一緒に収支内訳書も提出しなければなりません(青色申告者を除く)。収支内訳書には、その年の総収入額や必要経費の内容を記載してください。

なお、平成五年分および前年の事業所得などの合計額が三〇〇万円を超える場合は、記帳により収支を計算しなければなりません。

納税相談のご利用を

町では次ページの日程表のとおり納税相談を実施します。確定申告を必要とする人は、ぜひご利用ください。

なお、期間中は大変混雑することが予想されますので、できるだけ決められた日にお越しください。また、申告の際には添付書類や印鑑などを忘れずにお持ちください。

年金収入は雑所得になります

国民年金や厚生年金などは公的年金、生命保険や郵便年金などは私的年金になります。これらの年金を受け取ったと

サラリーマンでも所得税が戻るとき

サラリーマンでも次の控除に該当する場合は、確定申告をすることによって源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

①生命保険、郵便年金、生命共済などの契約に基づいて支払われる年金
 ②退職年金共済、退職年金契約に基づいて支払われる年金

なお、この際には給与所得や退職所得以外の所得が二〇万円以下であっても、これらを申告しなければなりません。

きには雑所得となり、所得税がかかる場合があります。

- ①国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員等共済組合法など、法律に基づいて支払われる年金
- ②恩給(一時恩給を除く)や過去の勤務に基づき、当時の使用者から支給される年金
- ③適格退職年金契約に基づいて支払われる退職年金

- ①私的年金 ※2
- ②退職年金共済、退職年金契約に基づいて支払われる年金

